

薬食監麻発 0817 第 1 号
平成 22 年 8 月 17 日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

医療機器の広告について

医療機器の広告については、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）及び「医薬品等適正広告基準について」（昭和 55 年 10 月 9 日付け薬発第 1339 号厚生省薬務局長通知）（以下「適正広告基準」という。）によりその適正化に努めてきたところである。

今般、適正広告基準別紙第 3（基準）「5 医療用医薬品等の広告の制限」の運用に当たり、下記のとおり留意すべき事項を整理したので、ご了知のうえ貴管下関係機関への周知方お願いしたい。

記

適正広告基準別紙第 3（基準）「5 医療用医薬品等の広告の制限」について
「5-（2）」の「一般人が使用するおそれのないもの」とは、薬事法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 1 号）第 93 条第 1 項の規定に基づく設置管理医療機器及び特定の資格者（例えば、医師、歯科医師、診療放射線技師等）しか扱うことができない医療機器である。

(参考1)

○ 医薬品等適正広告基準について(昭和55年10月9日薬発第1339号
各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知) 抜粋

別紙 医薬品等適正広告基準

第3(基準)

5 医療用医薬品等の広告の制限

(1) 医師若しくは歯科医師が自ら使用し、又はこれらの者の処方せん若しくは指示によつて使用することを目的として供給される医薬品については、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告は行わないものとする。

(2) 医師、歯科医師、はり師等医療関係者が自ら使用することを目的として供給される医療用具で、一般人が使用するおそれのないものを除き、一般人が使用した場合に保健衛生上の危害が発生するおそれのあるものについても(1)と同様にするものとする。

○ 医薬品等適正広告基準について(昭和55年10月9日薬監第121号各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局監視指導課長通知) 抜粋

3 「5 医療用医薬品等の広告の制限」について

(1) 「医薬関係者以外の一般人を対象とする広告」とは、医事又は薬事に関する記事を掲載する医薬関係者向けの新聞又は雑誌による場合、その他主として医薬関係者を対象として行う場合(プロパーによる説明、ダイレクトメール、若しくは文献及び説明書等の印刷物(カレンダー、ポスター等医薬関係者以外の者の目につくおそれの多いものを除く。)による場合又は主として医薬関係者が収集する学会、講演会、説明会等による場合)以外の広告をいう。

(2) 基準「5—(2)」に該当する医療機器としては、原理及び構造が家庭用電気治療器に類似する理学診療用器具等がある。

(参考2)

○薬事法施行規則第九十九・十三条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設備管理医療機器

(平成十六年九月十四日厚生労働省告示第三百三十五号)

薬事法施行規則(昭和三十五年厚生省令第一号)第九十三条第一項の規定に基づき、薬事法施行規則第九十九条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設備管理医療機器は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)第二条の規定の施行の日(平成十七年四月一日)から適用し、平成七年厚生省告示第百二十九号(薬事法施行規則第二十二条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療用具)は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。

薬事法施行規則第九十九・十三条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設備管理医療機器は、薬事法施行規則第九十九・十三条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設備管理医療機器は、薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器(平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号)のうち、別表に掲げるもの(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。)とする。

別表

- 1 中心循環系ファーローダイング式プラキセラビー装置
- 2 中心循環系手動式放射線治療装置
- 3 KTP レーザ
- 4 PDT エキシマレーザ
- 5 PDT 半導体レーザ
- 6 X 線 CT 組合せ型線形加速器システム
- 7 X 線 CT 組合せ型粒子線治療装置
- 8 X 線透視機体内挿入式結石機械破砕装置
- 9 アルゴン・クリプトンレーザ
- 10 アルゴンレーザ
- 11 アレキサンドライトトレー
- 12 エキシマレーザ
- 13 エキシマレーザ血管形成器
- 14 エルビウム・ヤグレーザ
- 15 クリプトンレーザ
- 16 コンピューション型ハイパーサーミアシステム
- 17 ダイオードレーザ
- 18 ネオジミウム・ヤグレーザ
- 19 ネオジミウム・ヤグ倍周波数レーザ
- 20 パルスホルミウム・ヤグラーザ
- 21 ヘリウム・カドミウムレーザ
- 22 ホルミウム・ヤグラーザ
- 23 マイクロ波ハイパーサーミアシステム
- 24 ルビーレーザ
- 25 レーザハイパーサーミアシステム
- 26 壓縮結石破砕装置
- 27 一酸化炭素レーザ
- 28 液体加温ハイパーサーミアシステム
- 29 遠隔照射式治療用放射性核種システム
- 30 遠隔照射式治療用放射性核種システム向け輸射探知器
- 31 眼科用 PDT レーザ装置
- 32 眼科用バルスレーザ手術装置
- 33 眼科用レーザ角膜手術装置
- 34 眼科用レーザ光凝固・バルスレーザ手術装置
- 35 眼科用レーザ光凝固装置
- 36 血液照射装置
- 37 高圧酸素患者治療装置
- 38 高周波式ハイパーサーミアシステム
- 39 高周波変換エネルギーラー
- 40 色素・アレキサンドライトレーザ
- 41 色素レーザ
- 42 腎臓ウォータージェットカテーテルシステム
- 43 生体組織内 X 線治療装置
- 44 線形加速器システム
- 45 多人用透析液供給装置
- 46 体外式結石破砕装置
- 47 体内式透析装置
- 48 体内挿入式レーザ結石破砕装置
- 49 体内挿入式結石穿孔破砕装置
- 50 体内挿入式超音波結石破砕装置
- 51 体内挿入式電気水圧衝撃波結石破砕装置
- 52 炭酸ガスレーザ
- 53 超音波式ハイパーサーミアシステム
- 54 定位放外線治療用加速器システム
- 55 定位放外線治療用放射性核種システム
- 56 鋼蒸気レーザ
- 57 非線形加速器システム
- 58 非中心筋系アフターローディング式プラキセラビー装置
- 59 非中心筋系手動式放外線治療装置
- 60 微小火災挿入式結石破砕装置
- 61 病原体不活化・滅少システム
- 62 放射性医薬品合成設備
- 63 放射線治療システム
- 64 放射線治療計画用 X 線 CT 装置
- 65 粒子線治療装置
- 66 植り忠実牙が質陰玄機能付レーザ
- 67 RI 動態機能検査装置
- 68 X 線 CT 診断装置キセノンガス管理システム
- 69 X 線 CT 組合せ型 SPCT 装置
- 70 X 線 CT 組合せ型ボジトロン CT 装置
- 71 X 線 CT 組合せ型筋器 X 線診断装置
- 72 X 線平面検出器出力読取デジタルジャグラフ
- 73 アーム型 X 線 CT 診断装置

74	アナログ式口外汎用歯科 X 線診断装置	119	液体用高圧蒸気滅菌器
75	アナログ式口内汎用歯科 X 線診断装置	120	核医学データ処理装置
76	アナログ式歯科用バノラマ・断層撮影 X 線診断装置	121	核医学診断用キセノンガス管理システム
77	アナログ式歯科用バノラマ X 線診断装置	122	核医学診断用ポジトロン CT 装置
78	エチレンオキサイドガス滅菌器	123	核医学診断用リング型 SPECT 装置
79	コンピューターデジタルラフ	124	核医学診断用移動型ガンマカメラ
80	人体回転型全身用 X 線 CT 診断装置	125	核医学診断用検出器回転型 SPECT 装置
81	デジタル式口外汎用歯科 X 線診断装置	126	核医学診断用捕獲型ガンマカメラ
82	デジタル式口内汎用歯科 X 線診断装置	127	核医学診断用直線型スキャナ
83	デジタル式歯科用バノラマ・断層撮影 X 線診断装置	128	気脳造影用 X 線診断装置
84	デジタル式歯科用バノラマ X 線診断装置	129	強酸性電解水生成装置
85	フィルム読取式デジタルラジオグラフ	130	胸・腹部集団検診用 X 線診断装置
86	ポータブルアナログ式乳房用 X 線診断装置	131	胸・腹部集団検診用一体型 X 線診断装置
87	ポータブルアナログ式乳房用 X 線診断装置	132	胸部集団検診用 X 線診断装置
88	ポータブルアナログ式乳房用 X 線透視診断装置	133	胸部集団検診用一体型 X 線診断装置
89	ポータブルアナログ式乳房用一体型 X 線透視診断装置	134	甲状腺機能検査用测定用医学装置
90	ポータブルアナログ式乳房用一体型 X 線透視診断装置	135	骨改外線吸収測定装置
91	ポータブルデジタル式乳房用 X 線診断装置	136	殺菌水製造装置
92	ポータブルデジタル式汎用 X 線診断装置	137	歯科矯正用ユニット
93	ポータブルデジタル式乳房用 X 線透視診断装置	138	歯科集団検診用ペノラマ X 線撮影装置
94	ポータブルデジタル式汎用 X 線透視診断装置	139	歯科小児用ユニット
95	ポータブル診断用一体型 X 線発生装置	140	歯科用オプション追加型ユニット
96	ポータブル診断用 X 線透視診断装置	141	歯科用ユニット
97	ポータブル診断用一体型 X 線発生装置	142	手術用ナビゲーションユニット
98	ポジトロン CT 組合せ型 SPECT 装置	143	除染・滅菌用洗浄器
99	移動型アナログ式循環器用 X 線透視診断装置	144	常電導磁石式全身用 MR 装置
100	移動型アナログ式乳房用 X 線診断装置	145	常電導磁石式全身用 MR 装置
101	移動型アナログ式乳房用 X 線診断装置	146	常電導磁石式頭部・四肢用 MR 装置
102	移動型アナログ式乳房用 X 線透視診断装置	147	常電導磁石式乳房用 MR 装置
103	移動型アナログ式汎用 X 線透視診断装置	148	診断用多方向 X 線断層撮影装置
104	移動型アナログ式乳房用 X 線透視診断装置	149	診断用直線 X 線断層撮影装置
105	移動型アナログ式泌尿器・婦人科用 X 線透視診断装置	150	搬置型アナログ式循環器用 X 線透視診断装置
106	移動型デジタル式循環器用 X 線透視診断装置	151	搬置型アナログ式乳房用 X 線診断装置
107	移動型デジタル式乳房用 X 線診断装置	152	搬置型アナログ式汎用 X 線診断装置
108	移動型デジタル式汎用 X 線診断装置	153	搬置型アナログ式汎用 X 線透視診断装置
109	移動型デジタル式汎用 X 線透視診断装置	154	搬置型アナログ式汎用 X 線透視診断装置
110	移動型デジタル式泌尿器・婦人科用 X 線透視診断装置	155	搬置型アナログ式乳房用 X 線透視診断装置
111	移動型デジタル式泌尿器用 X 線透視診断装置	156	搬置型デジタル式泌尿器・婦人科用 X 線透視診断装置
112	移動型デジタル式泌尿器・婦人科用 X 線透視診断装置	157	搬置型デジタル式乳房用 X 線透視診断装置
113	移動型診断用 X 線発生装置	158	搬置型デジタル式乳房用 X 線診断装置
114	移動型診断用一体型 X 線発生装置	159	搬置型デジタル式汎用 X 線診断装置
115	永久磁石式循環器用 MR 装置	160	搬置型デジタル式汎用 X 線透視診断装置
116	永久磁石式全身用 MR 装置	161	搬置型デジタル式汎用一体型 X 線診断装置
117	永久磁石式頭部・四肢用 MR 装置	162	搬置型デジタル式汎用一体型 X 線透視診断装置
118	永久磁石式乳房用 MR 装置	163	搬置型デジタル式泌尿器・婦人科用 X 線透視診断装置

- 164 据置型診断用X線発生装置
- 165 据置型診断用一体型X線発生装置
- 166 全身用X線CT診断装置
- 167 全身用エレクトロンビームX線CT診断装置
- 168 多相電動式造影剂注入装置
- 169 単一エネルギー骨X線吸収測定一体型装置
- 170 単一エネルギー骨X線吸収測定装置
- 171 単相電動式造影剤注入装置
- 172 超電導磁石式全身用MR装置
- 173 超電導磁石式全身用MR装置
- 174 超電導磁石式頭部・四肢用MR装置
- 175 超電導磁石式乳房用MR装置
- 176 咽子管出力説取式デジタルシオグラフ
- 177 頸蓋...計測用X線診断装置
- 178 頸蓋...計測用一体型X線診断装置
- 179 二重エネルギー骨X線吸収測定一体型装置
- 180 二重エネルギー骨X線吸収測定装置
- 181 乳房撮影組合せ型X線診断装置
- 182 部位限定X線CT診断装置
- 183 腹部集団検診用X線診断装置
- 184 腹部集団検診用一体型X線診断装置
- 185 包装品用高压蒸気滅菌器
- 186 放射線顯微鏡及装置
- 187 未包装品用高压蒸気滅菌器
- 188 予防歯科用ユニット
- 189 X線管支床支持台
- 190 X線自動露出制御器
- 191 X線透視診断装置用電動式患者台
- 192 X線透視診断装置用非電動式患者台
- 193 X線被曝低減装置
- 194 X線平面断層撮影装置用電動式患者台
- 195 X線平面断層撮影装置用非電動式患者台
- 196 カラム手術台システム
- 197 ディスクリート方式臨床化学自動分析装置
- 198 ブンキー装置
- 199 フローサイトメータ
- 200 フロー方式臨床化学分析装置
- 201 ベッドサイドX線診断装置用電動式患者台
- 202 ベッドサイドX線診断装置用非電動式患者台
- 203 ラジオイムノアッセイ用装置
- 204 遺伝子解析装置
- 205 遠心方式臨床化学分析装置
- 206 加速装置用電動式患者台
- 207 加速装置用非電動式患者台
- 208 架台式手術用顎微鏡

- 209 蛍光像シネ撮影X線透視画像記録装置
- 210 血液型分析装置
- 211 血小板凝集記録分析装置
- 212 血栓分析装置
- 213 酢素分析装置
- 214 酢素免疫測定装置
- 215 歯科診査・治療用チエア
- 216 自動X線フィルムチエンジャ
- 217 手術用顎微鏡
- 218 手術用照明器
- 219 循環器X線診断装置用電動式患者台
- 220 循環器X線診断装置用非電動式患者台
- 221 天井取付け式X線管支持器
- 222 電動式X線治療台
- 223 電動式プラキセラピー治療台
- 224 壁掛式遮隔照射治療台
- 225 電動式中性子治療台
- 226 乳房X線診断装置用電動式患者台
- 227 乳房X線診断装置用非電動式患者台
- 228 汎用X線診断装置用電動式患者台
- 229 汎用X線診断装置用非電動式患者台
- 230 非電動式X線治療台
- 231 非電動式プラキセラピー治療台
- 232 非電動式遮隔照射治療台
- 233 非電動式中性子治療台
- 234 壁掛け式X線管支持器
- 235 免疫蛍光分析装置
- 236 免疫発光測定装置
- 237 免疫比濁分析装置
- 238 粒子計測免疫測定装置
- 239 体外衝撃療瘡...痛治療装置
- 240 放射線治療装置用シンクロナイザ

改正文(平成一七年三月一日厚生労働省告示第七七号)抄
薬事法及び栄養法並びに供血あつせん薬取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)

第二条の規定の施行の日(平成十七年四月一日)から適用する。